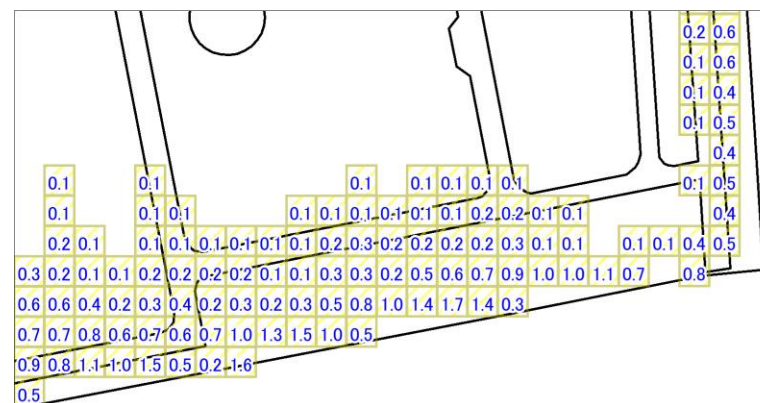


常滑市 065



＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下、「法」という））第 53 条第 1 項に基づく区域です。

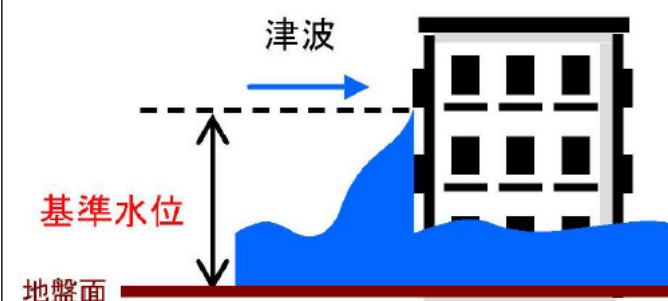
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第 8 条第 1 項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第 53 条第 2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

○津波災害警戒区域内にある池等の内水面は、基準水位を「-」で表示しています。



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成 22 年度に実施された航空レーザー測量データ並びに平成 23 年度時点の 3D 電子地図、基盤地図情報をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○背景地図は、GEOSPACE 電子地図 2017 年秋版（NTT 空間情報(株)）を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル)
告示番号	
指定年月日	
市町村名	常滑市
箇所番号	065

